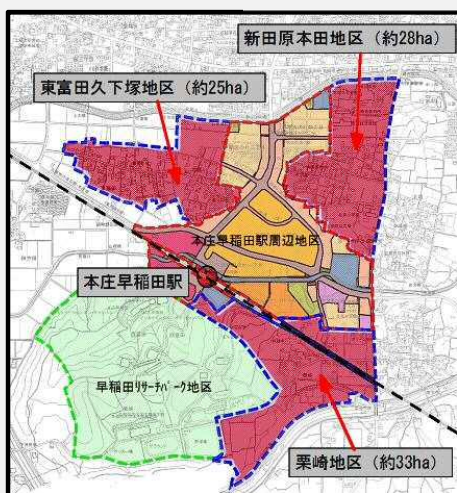


本庄新都心地区の今後のまちづくり

報告資料 1

H15.3 本庄新都心地区 都市計画決定
(市街化区域編入・土地区画整理・都市計画道路・用途地域)

UR都市機構から事業規模縮小の申入れ



本庄新都心地区は4地区に分割

本庄早稲田駅周辺地区 (UR都市機構による土地区画整理事業 H26.3整備完了)

残りの3地区 (土地区画整理事業を施行する区域であるが事業未着手の状態)

3地区 (新田原本田地区・東富田久下塚地区・栗崎地区) の現状

既存の集落が多く、高い減歩率の予想

都市計画決定時からの社会経済情勢・地域の状況の変化

地権者アンケートでも土地区画整理を望まない意見が多数

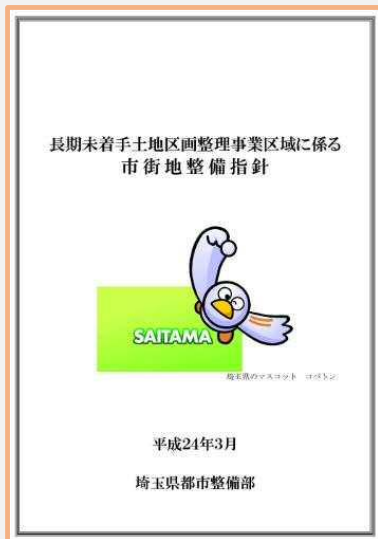
土地区画整理事業の実現が困難

土地区画整理事業以外の整備手法の検討

本庄新都心地区の今後のまちづくり

新たな整備手法を検討するにあたって・・・

長期未着手土地区画整理事業区域に係る市街地整備指針
(H24.3 埼玉県都市整備部)



原則としてこの指針で定める防災上必要となる整備水準を満たす必要があります。

例えば・・・

- ・避難場所へのアクセス道路の整備
- ・広場の確保
- ・都市計画道路の整備
- ・袋路状道路の解消 など。

住民の意見

反映

まちづくり協議会・ワークショップで検討。

県との協議

「地域整備計画」の策定

※土地区画整理事業に替わる地域の実情に応じた新しいまちづくりの計画

都市計画の変更

土地区画整理事業施行区域の変更

関連する都市計画の変更・決定

地区計画の設定

用途地域の変更

防火・準防火地域の設定

本庄新都心地区の今後のまちづくり

これまでの経緯（新田原本田地区）



UR都市機構

- 先行整備として本庄早稲田駅周辺土地区画整理事業の事業着手
- 本庄新都心地区は4地区に分割され各地区にまちづくり協議会を設置



新田原本田地区 まちづくり協議会

- まちづくり方針(案)を作成
 - 現状の良好な低層住宅地の維持
 - 現道を活用し移転が生じないような道路整備



埼玉県都市整備部

- 長期未着手土地区画整理事業区域に係る市街地整備指針を作成
- 防災上必要となる整備水準の確保



地元の意見の聴取

- まち協委員・住民によるワークショップの開催
- まちづくり計画の地元案の検討
- 地権者へのまちづくりアンケートの実施

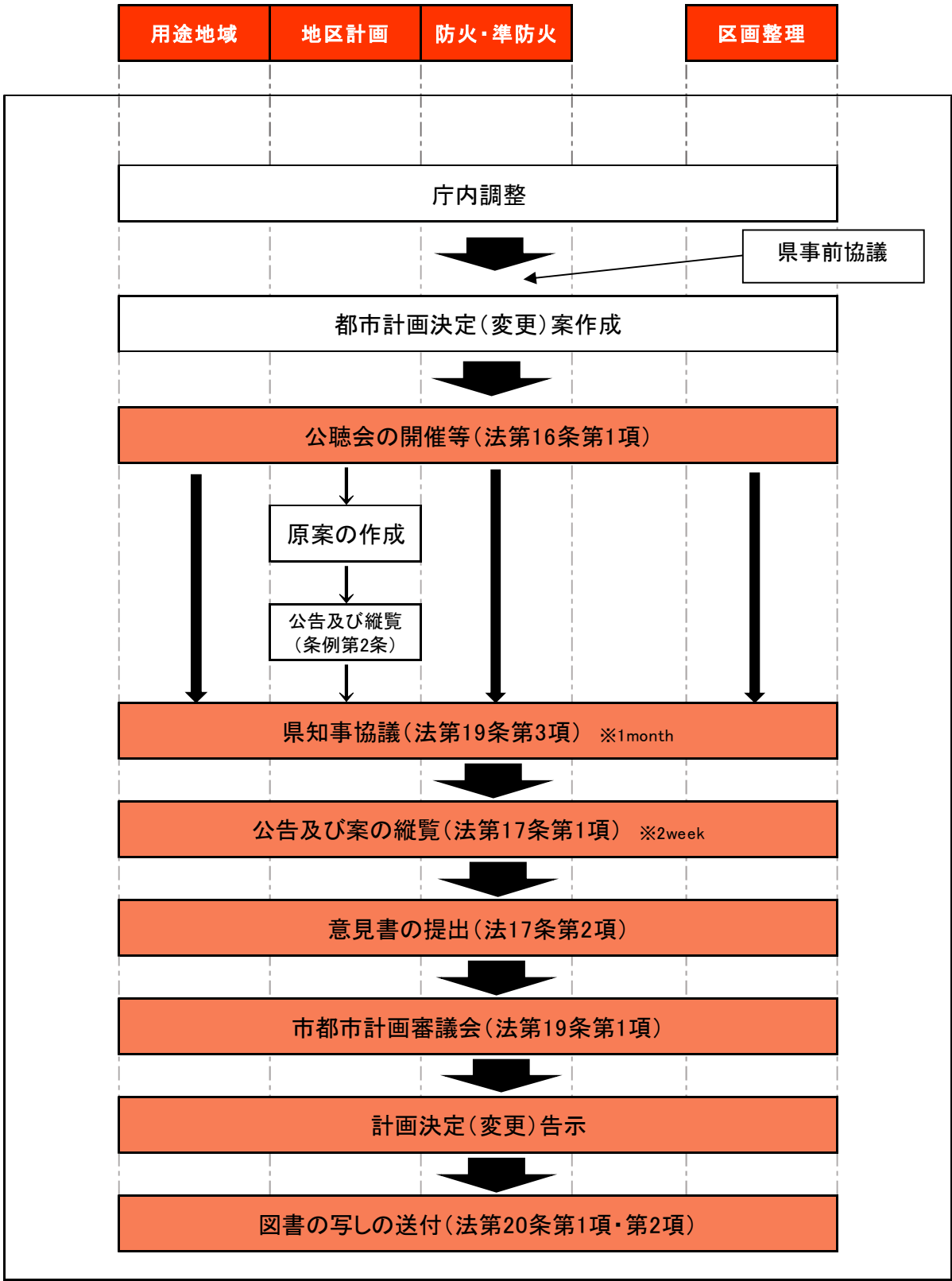


関係機関(県・市)での協議

- 地元案を基に関係機関との協議
- 関連する都市計画の変更について検討

本庄新都心地区の今後のまちづくり

都市計画決定の流れ



法手続き
※法…都市計画法